



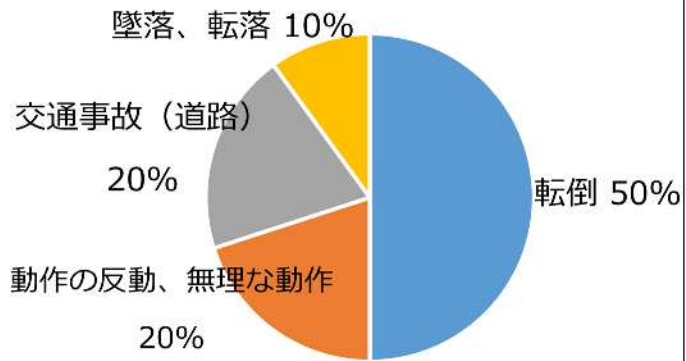
新見労働基準監督署からのお知らせ

第三次産業の労働災害が増加しています

第三次産業の労働災害について、前年比で**6件増え**、今年の労働災害のうち半分は**転倒**によるものです（令和3年4月末日時点）。

第三次産業の労働災害発生状況（令和3年4月末日時点）

		令和3年	令和2年	増減
第三次産業	商業	4	0	4
	保健衛生	3	2	1
	接客娯楽	1	2	-1
	清掃・と畜	1	0	1
	その他	1	0	1
	合計	10	4	6



第三次産業労働災害防止チェックリスト

STEP 1

4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による転倒災害等の防止
床面の水濡れ、油污れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、安全に作業ができる作業スペース、通路等の確保など
危険箇所の表示による危険の「見える化」
作業マニュアルへの安全衛生上の留意事項の追記及び店舗の従業員への周知・教育、朝礼時等での安全意識の啓発

STEP 2

ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去
KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上
防滑靴、切創防止手袋等の着用、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用

STEP 3

店長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施
腰痛健康診断（腰痛予防対策指針に基づくもの）や体力チェックの実施
腰痛・転倒予防体操の励行

その他、リスクアセスメントの実施、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく職場改善、メンタルヘルス対策等を実施するようにしましょう。

安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

令和3年4月1日から「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。小売業、社会福祉施設及び飲食店における労働災害を減少させましょう。



厚生労働省「第三次産業の労働災害防止対策について」
リーフレット「労働災害を減少させた好事例の紹介」等がダウンロードできます



職場のあんぜんサイト「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」
推進運動の実施要項、チェックリスト等がダウンロードできます